

埼玉県立浦和北高等学校

いじめの防止基本方針

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	3
第4 いじめ問題に向けての校内組織	4
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	6
第7 年間行事予定	7

## はじめに

平成25年9月28日付けで施行した「いじめ防止対策推進法」では、第13条で「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」としている。また、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の中でも「2 いじめの防止等のための県立学校及び私立学校が実施すべき施策」として『学校基本方針の策定』について定めている。

現在本校では、教育目標の一つに『『自律』責任を自覚し、他人の権利を尊重させる』ことを掲げ、生徒一人一人が互いに尊重し合い、自分を大切にするとともに他人を大切にすることができるよう教育活動全体を通じて取り組んでいる。その中でいじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、きめ細かい対応を講じてきたところである。

これまでの取組を更に効果的なものとするために、本校では「県立浦和北高等学校いじめの防止基本方針」を策定し、生徒が安全に安心して学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりを推進するものである。

併せて、いじめ防止の対策に係る取組を円滑に実行していく運営母体として、「いじめ防止対策委員会」を組織するものである。

## 第1 いじめの未然防止のための取組

本校においては、いじめはどの生徒にも起こりうるとの共通認識を持ち、生徒がいじめに向かう心理状態に陥らないよう、学校生活を充実させることが大切である。このことを踏まえ以下のように取り組む。

- (1) いじめ防止対策委員会は、いじめ防止に係る年間計画を策定するとともに、取組の実施、進捗状況の確認や定期的な検証を行う。
- (2) いじめ防止対策委員等は、警察等の関係機関の担当者との円滑な連携を図るために日頃から顔の見える関係の構築に努める。
- (3) 教職員は、いじめを誘発することがないように、日頃から不用意な発言・行動を慎み、生徒理解と気軽に相談に応じられるような信頼関係の構築に努める。
- (4) 教職員は、生徒に学ぶ喜びを味わわせる授業を展開する。
- (5) 始・終業式や年次集会、学級活動等で、校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- (6) 学級担任は、学級において生徒に役割・活動・発言の場を与え、認めるなど、生徒との信頼関係の構築に努める。
- (7) 学校行事、部活動等の指導に当たっては、生徒の主体的な活動を促進し、達成感・成就感を醸成させ、自己肯定感を高める。
- (8) 学級担任を中心に保護者との連携を図るとともに、保護者からの相談窓口となる。
- (9) 全教職員が危機意識を持ち、気になることはすぐに伝え合う雰囲気づくりを心がける。

## 第2 いじめ早期発見への取組

いじめを早期発見するには、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することがあげられる。これらのことを踏まえ以下のように取り組む。

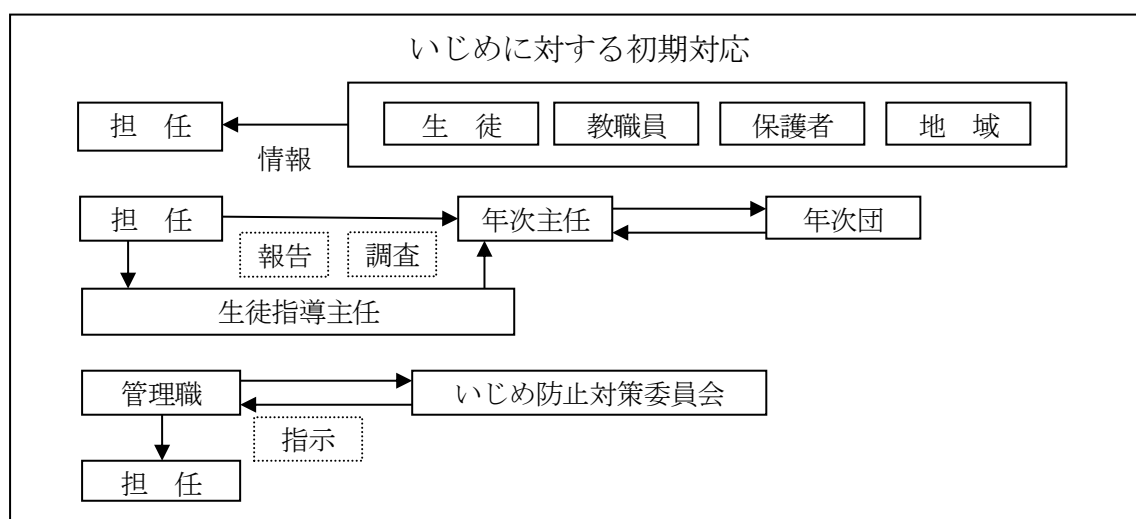
- (1) 教職員は、授業やHR等での生徒観察をはじめ、全ての教育活動において生徒の些細な変化に気づくよう注意する。
- (2) 教職員は、生徒と面談する際に心のサインを見逃さないよう心がけ、状況に応じて「いじめ」の有無について聴き取る。

- (3) いじめ防止対策委員会は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（7月、12月）、「保護者対象いじめアンケート調査」を年1回（12月）実施する。
- (4) いじめ防止対策委員会は、校内のネットワークの要となるよう心がけ、情報を整理し積極的に話し合いの場を設定し、協力体制をつくる。

### 第3 いじめの早期解決への取組

いじめの早期解決には、①事実関係の把握、②いじめられた生徒の支援、③いじめた生徒の指導、④いじめをはやし立てたり、明らかに支持する生徒などへの対応、⑤いじめを黙認する生徒などへの対応、⑥再発防止に向けた教育活動の展開、⑦経過観察などがあげられる。また、いじめが重大事案と考えられる場合は、速やかに県教育委員会や浦和西警察署、関係機関等と連携して対処しなければならない。このことを踏まえ以下のように取り組む。

- (1) いじめを発見した時は、該当者及び関係者からの聴き取りやアンケートにより事実関係を把握し、学校の対応について速やか且つ丁寧に該当者及び関係者の保護者に伝え、連携・協力を得る。
- (2) 生徒指導部、年次、特別支援教育委員会が連携し、いじめられた生徒への心のケア、いじめに関わった生徒の指導に全力を尽くす。
- (3) いじめに他校の生徒などが関わっている事実があると思われる場合は、当該校などへの通報その他適切な措置をとる。
- (4) 教職員は、いじめが収束した後にも、一定期間、いじめられた生徒、いじめた生徒、いじめを黙認した生徒などの経過観察を行う。



#### 第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 組織名 「いじめ防止対策委員会」と称する。
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導部主任、生徒指導部生活係専任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
  - ※1 個々の事案によって、年次主任、学級担任、部活動顧問等が参加可能とするなどの柔軟な組織とする。
  - ※2 必要に応じて、心理や福祉の専門家、「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。
- (3) 活動内容 ア 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。  
イ いじめ防止等に関すること。
- (4) 開催 年3回（7月、12月、3月）開催する。  
いじめ事案が発生した時は、緊急に開催する。

#### 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

「重大事態」が発生した場合、管理職は速やかに県教育委員会に報告し、指示を受け迅速に対応する。その際、「重大事態」を全教職員が理解し、「いじめ防止対策委員会」において調査を実施し、事実関係を明確にする。なお、「重大事態」の内容によっては、中立的立場の保護者代表、学校評議員、地域や関係機関からの外部員を委嘱することもある。調査結果については、生徒及び保護者に対して適切に提供する。

また、調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に取り組む。

- (1) 生徒指導部では、重大事態が二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- (2) 教務部では、いじめられた生徒を守るため、各年次、各教科等と連携を図り、補講を立案し、学習面のサポートを実施する。

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実を確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告 (※設置者から地方公共団体の長等に報告)
- ア) 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」 (児童生徒が自殺を企画した場合等)
- イ) 「相当の期間学校を欠席することなどを余儀なくされている疑い」 (年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告 (※設置者から地方公共団体の長に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

生徒が落ち着いた学校生活を送れるよう、インターネット上のいじめに遭遇しないため、情報モラルの徹底を図らなければならない。このことを踏まえ以下のように取り組む。

- (1) 入学許可候補者説明会や入学式等を活用し、インターネット上の問題について保護者への啓発を行う。併せて、年度当初に一斉配信メールを活用して全校生徒の保護者への啓発を行う。
- (2) 始業式、終業式等において、生徒指導部主任によるインターネット上の問題についての講話を行う。
- (3) 担任は、LHRや総合的な学習の時間等を活用して、「情報モラル」についてしっかりと教え、生徒にリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
- (4) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、生徒向け非行防止教室などへ保護者の参加を促す。
- (5) 生徒をインターネット上のいじめから守るため、県教育委員会によるインターネット上のサイト監視活動を活用する。



## 第7 年間行事予定

	1年次	2年次	3年次
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部主任講話</li> <li>・いじめ防止教育（年次・学級担任・生徒指導部）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の設置（特別支援教育委員会、道徳・人権教育委員会）</li> <li>・「いじめ防止基本方針」策定（いじめ防止対策委員会）</li> <li>・一斉配信メールで全保護者への意識啓発</li> </ul>		
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA・後援会総会にて「いじめの防止基本方針」周知</li> </ul>		
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校評議員会にて「いじめの防止基本方針」報告・意見聴取</li> <li>・3者面談を活用して、保護者からの聞き取り</li> </ul>		
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回生徒対象いじめアンケート調査実施</li> <li>・第1回いじめ防止対策委員会（1学期評価・改善検討）</li> <li>・非行防止教室</li> <li>・生徒指導部主任講話</li> </ul>		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部主任講話</li> </ul>		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳・人権教育（道徳・人権教育委員会）</li> </ul>		
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回生徒対象いじめアンケート調査実施</li> <li>・保護者対象いじめアンケート調査実施</li> <li>・第2回いじめ防止対策委員会（2学期評価・改善検討）</li> <li>・生徒指導部主任講話</li> </ul>		
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部主任講話</li> </ul>		
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校評議員会にて報告、意見聴取</li> </ul>		
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回いじめ防止対策委員会（今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討）</li> <li>・生徒指導部主任講話</li> </ul>		